

住民税 計算テキスト 1

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原

税理士講座教職員一同

目 次

ガイダンス

出題傾向	2
各教材を使用した学習方法	3
租税体系表	4

個人編

第1章 個人住民税の基礎

個人住民税とは	6
---------	---

第2章 個人の納税義務者等

個人住民税の納税義務者及び課税団体	10
-------------------	----

第3章 個人の均等割額

個人の均等割額	16
---------	----

第4章 所得割額

1 所得割の計算体系	20
2 各種所得の意義及び金額の計算	22
3 課税標準	62
4 配当所得等に係る留意事項	82
5 生計を一にする親族に対する対価	84
6 課税所得金額の計算	96
7 措置法の特別控除	100
8 所得控除	106
9 納付税額の算定方法	156
10 配当控除	158
11 土地等及び建物等の譲渡に係る税額軽減	168
12 上場株式分離課税	178
13 一般株式分離課税	184
14 先物取引に係る雑所得等の課税の特例	192
15 山林所得の金額の算定	198

第5章 個人の非課税等

非課税等	202
------	-----

第 6 章 税額控除

1 調整控除	222
2 寄附金税額控除	234

第 7 章 利子割、配当割、上場株式等に係る配当所得の課税特例、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

1 利子割	252
2 配当割	254
3 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例	262
4 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	270

参 考 申告書様式	277
-----------	-----

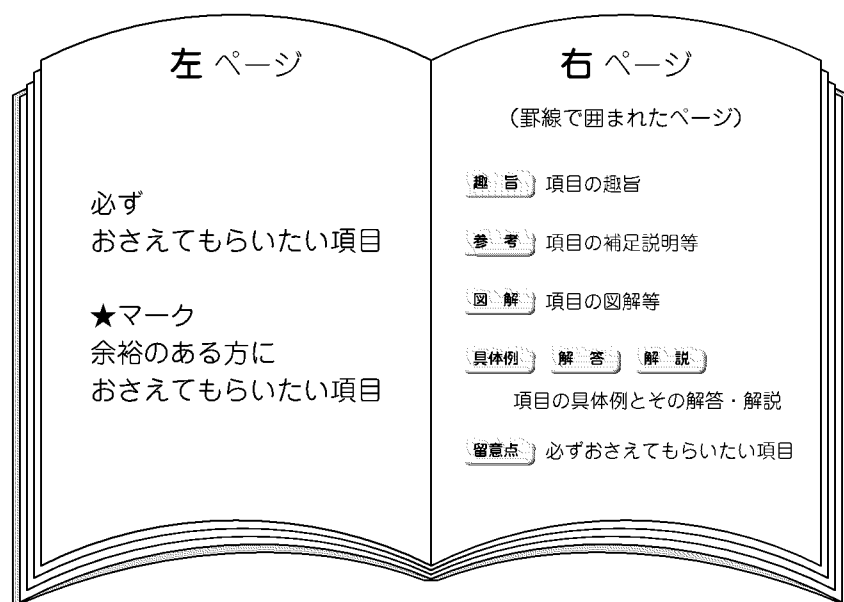
※ 留意事項

本書は、個人住民税について令和 9 年度分を計算することを前提としています。特記事項がない場合は、令和 9 年度は「本年度」と、令和 8 年は「前年」と表記する場合があります。また、特に指示があるものを除き、家族は生計を一にしているものとします。

テキスト項目の位置づけ

テキストには合格に必要なものが掲載されていますので出来る限り全ての項目の理解をしておさえる必要があります。ただ、個々の学習環境は様々ですので復習をする際、項目に強弱があった方が復習しやすい方も多いかと思います。

そこで、テキストの合格に必要な項目の中でも強弱をつけていますので、テキストの項目の位置づけについては下記の図解を参考にして下さい。



1. ★印

テキストの★印は、本試験の出題の可能性を考慮して、学習の優先度合（順位）が下がる項目の目安として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習するなど活用して下さい。

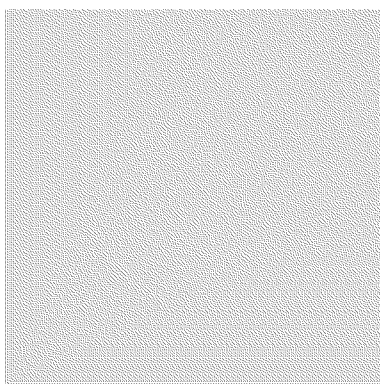
2. 左・右ページ

左ページは条文に忠実に従い、本試験に出題される項目を簡潔に掲載し、ポイントとなる語句、文章は太字で表示し、理解しやすいようにまとめてあります。

なお、右ページは左ページで取りあげた項目に、更に理解が深まるように図解・留意点等を掲載してあります。



ガイドンス



出題傾向

① 配 点

理論、計算とも50点ずつの配点が一般的です。

② ボリューム

理論、計算を合わせた全体のボリュームは多い傾向にあります。普段から練習を積んで解答スピードを上げるよう努めてください。

③ 理論問題

住民税は個人住民税と法人住民税の2分野があり、理論問題は個人分野を中心に出题されています。出題内容は、個別問題あるいは個別の組み合わせという問題が多く、規定文の暗記が重要視されます。今後は、事例形式の問題や応用問題が出题される可能性もありますが、あくまでも個別理論の暗記がベースです。

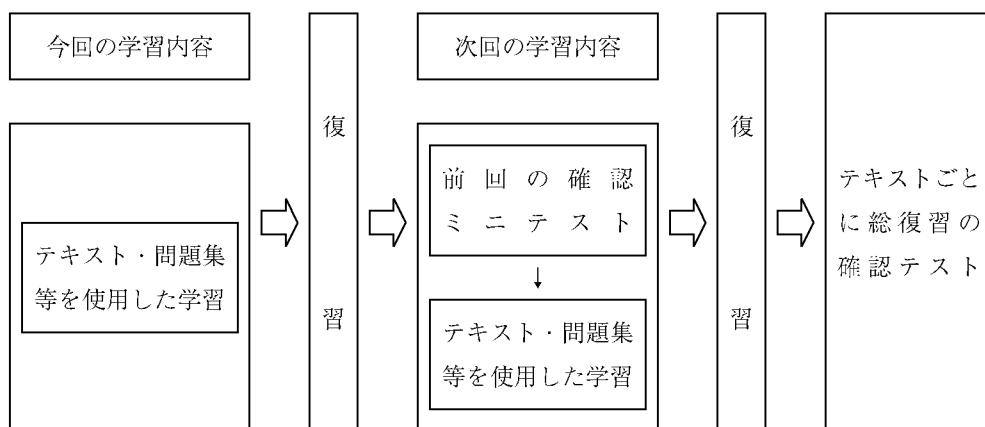
④ 計算問題

法人分野は過去に第34回（昭和59年）の1回出題されただけで、他はすべて個人分野から出題されています。従って、個人分野を中心とした学習をしてほしいのですが、法人分野が出题される可能性もゼロではないため、基本的な項目だけでもできるようにしておきましょう。

個人住民税の計算問題は、世帯員全員（5人～6人）の税額を計算する総合問題の形式で出題されます。なお、所得税の計算と5～7割程度重複しており、所得税経験者にとっては有利といえますが、油断は禁物です。各回の復習を確実に行之、また、学習する習慣を付けてください。

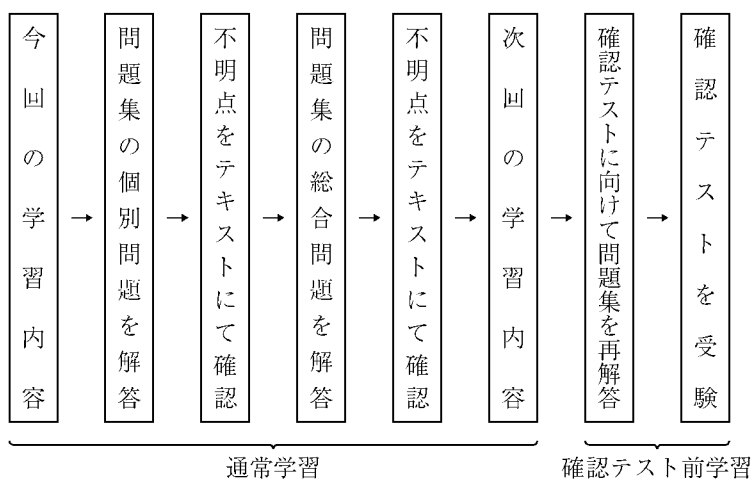
各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用して下さい。



【住民税：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



租税体系表

住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものです。



第1章

個人住民税の基礎

個人住民税とは

① 個人住民税の体系

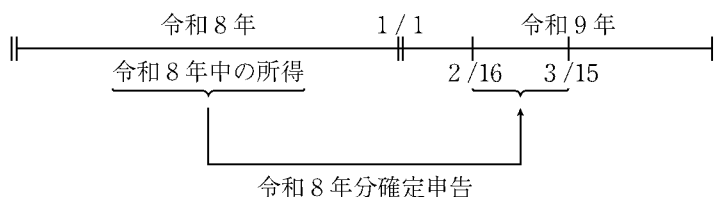
個人住民税の体系は以下の表に示すとおりである。

納税義務者	道府県、市町村内に住所等を有する個人
課税団体	賦課期日における住所地の道府県及び市町村
課税標準	前年中の所得
納付すべき内容	均等割と所得割
徴収方法	賦課課税方式で税額が計算され、普通徴収又は特別徴収の方法により徴収

② 個人住民税（所得割）と所得税との相違

(1) 所得税

令和8年中の所得を令和8年分として申告・納付する。



(2) 住民税

令和8年中の所得を令和9年度分として、賦課期日（令和9年1月1日）現在の住所地の道府県・市町村が賦課徴収する。



留意点 賦課期日（法39、318）

賦課期日とは、その日現在で1年度（4月1日から翌年3月31日）分の納税義務者及び課税団体を確定する日（基準日）をいい、その年度の初日の属する年の1月1日とされている。

参考 徴収方法

(1) 賦課課税方式

納税者が納める税金を行政側が計算し、確定させる課税方式をいう。

(2) 普通徴収（法1①七）

徴税吏員が納税通知書をその納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。

(3) 特別徴収（法1①九）

地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。

参考 個人住民税（所得割）と所得税の比較

	個人住民税（所得割）	所得税
納税義務者	道府県、市町村内に住所を有する個人	国内に住所又は居所を有する個人等
課税団体	賦課期日における住所地の道府県、市町村	国
課税標準	前年中の所得	その年中の所得
課税方式	賦課課税方式	申告納税方式

MEMO

第2章

個人の納税義務者等

個人住民税の納税義務者及び課税団体

① 均等割及び所得割の納税義務

均等割及び所得割の納税義務は、以下の区分に従い、それぞれによっている。

(1) 市町村民税（法294①）

① 市町村内に住所を有する個人

均等割額及び所得割額の合算額

★② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない者

均等割額

(2) 道府県民税（法24①⑦）

① 道府県内に住所を有する個人

均等割額及び所得割額の合算額

★② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

均等割額

（注）市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

② 賦課期日（法39、318）

(1) 内 容

道府県民税及び市町村民税の均等割及び所得割の賦課期日は、その年度の初日の属する年の1月1日とし、均等割及び所得割の課税団体は、賦課期日現在における住所地若しくは事務所、事業所又は家屋敷の所在の道府県及び市町村とする。

(2) 前年中に死亡した場合

個人が前年中に死亡した場合には、賦課期日現在住所がないため納税義務はない。

このような場合には、次のコメントを書くこと。

××は、賦課期日現在住所なし。 ∴納税義務なし

参 考 個人の納税義務者及び課税団体

個人住民税は、個人に対し、均等割、所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割の5種類の割を課しており、そのうち均等割と所得割については以下のように定めている。

- (1) 均等割は、原則として個人の所得の量に関わりなく一定額が課される割である。
- (2) 所得割は、所得税と同様、個人の所得に対して課される割である。原則として前年の所得に対して課される。

参 考 住 所

個人の生活の本拠をいい、通常1人1箇所に限られる。なお、住民税では、住民基本台帳法の適用を受ける者については、原則としてその市町村の住民基本台帳に記録されている市町村を住所地としている。

参 考 事務所、事業所又は家屋敷（通1章六）

- (1) 事務所、事業所（事務所等）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。
- (2) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅をいい、常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを問わない。また、必ずしも自己所有のものであることを要しない反面、自己所有のものであっても他人に貸し付ける目的で所有している住宅又は現に他人が居住しているものは該当しない。

参 考 市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があること

（法24⑦）

市町村は、個人の市町村民税を賦課徴収する場合には、道府県民税を併せて賦課徴収することとされている（法319②）。これにより道府県民税の均等割は、傘下市町村のうち、市町村民税の均等割の納税義務がある市町村それぞれで徴収される。従って、「均等割額×市町村民税の均等割の納税義務がある市町村の数」分だけ道府県民税の均等割が累積することとなる。（道府県民税の課税の特例）

図解 所得割と均等割の納税義務の概念

<ケース1>

A 県	均等割 所得割
-----	------------

B 市	均等割 所得割
-----	------------

(住 所)

<ケース2>

A 県	均等割 所得割
-----	------------

B 市	均等割 所得割
-----	------------

(住所)(事務所)

<ケース3>

A 県	均等割 + 均等割 (注) 所得割
-----	----------------------

B 市	均等割 所得割
-----	------------

(住 所)

C 市	均等割
-----	-----

(事務所)

(注) A 県の均等割は B 市 C 市それぞれが徴収するため、2 つ納付することとなる。

具体例

次の資料に基づき、課税団体及び納付すべき個人住民税の種類（均等割、所得割）を答えなさい。

1. 甲県 a 市に住所を有する個人
2. 甲県 a 市に住所、甲県 b 市に事務所を有する個人
3. 甲県 a 市に住所、乙県 b 市に事務所を有する個人
4. 甲県 a 市に事務所、甲県 b 町に住所、甲県 c 村に家屋敷を有する個人

解 答

1. 道府県民税 甲県 均等割 + 所得割
市町村民税 a 市 均等割 + 所得割
2. 道府県民税 甲県 均等割 + 均等割 + 所得割
市町村民税 a 市 均等割 + 所得割
b 市 均等割
3. 道府県民税 甲県 均等割 + 所得割
乙県 均等割
市町村民税 a 市 均等割 + 所得割
b 市 均等割
4. 道府県民税 甲県 均等割 + 均等割 + 所得割 + 均等割
市町村民税 a 市 均等割
b 町 均等割 + 所得割
c 村 均等割

参 考 非居住者の税務

所得税と所得割の計算は原則として軌を一にするものであるが、所得税でいうところの非居住者の計算に関しては、①納税義務者の判断及び②課税方法に相違が存在するため、注意が必要である。

(1) 所得税における納税義務者の区分

所得税では、納税義務者の区分を原則として居住者と非居住者とに区分し、さらに居住者を非永住者と非永住者以外とに区分している。

それぞれの納税義務者は、所得税法において以下のように規定されている。

居 住 者	非永住者以外の 居 住 者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する 個人のうち非永住者以外の者
	非 永 住 者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内に おいて国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であ る個人
非 居 住 者		居住者以外の個人

(2) 住民税の納税義務

(1)の「居住者」や「非居住者」の区分は所得税のものであって、これが住民税の納税義務を直接判断する要因とはならない。住民税では別途賦課期日に住所を有するか否かを基準として納税義務を判断することとなる。

① 賦課期日において法施行地に住所を有しない場合

納税義務を有しない

(注) 前年を通じて非居住者であった場合及び前年途中で居住者から非居住者となった場合には、賦課期日において法施行地に住所を有しないため、住民税の納税義務は生じない。

② 賦課期日において法施行地に住所を有する場合

納税義務を有する

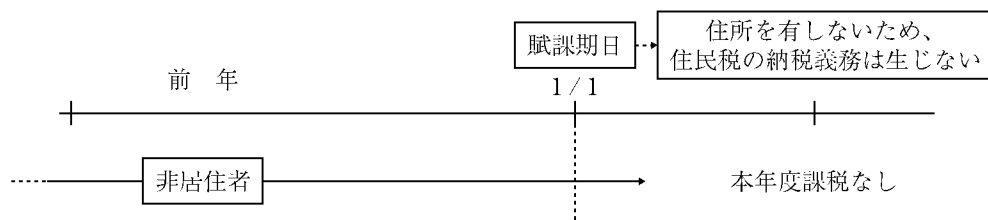
(注) 前年途中で非居住者から居住者となった場合には、賦課期日において法施行地に住所を有するため、住民税の納税義務が生ずる。

(3) 所得税の非居住者判定と住民税の納税義務

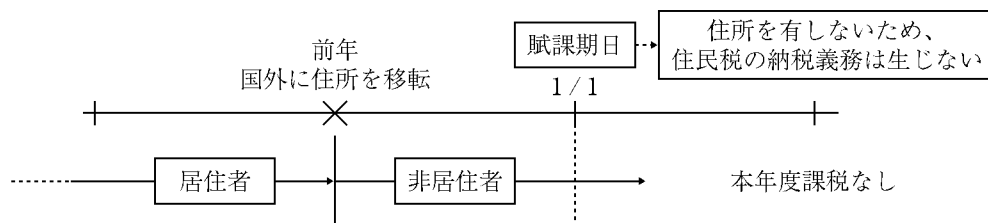
住民税の納税義務の判断は(2)のとおりであるが、実際には所得税と住民税の納税を同時に判断することが多いため、所得税において「居住者なら」「非居住者なら」、それぞれ住民税ではこのようになる、と判断することとなる。

従って、例えば所得税ではその都度居住者か非居住者かの判断をし、所得税法にて規定されている方法に従い課税所得の範囲や課税方法を判断することとなるが、住民税では賦課期日において法施行地に住所を有するかどうかで、年度単位で納税義務の有無を判断することとなる。

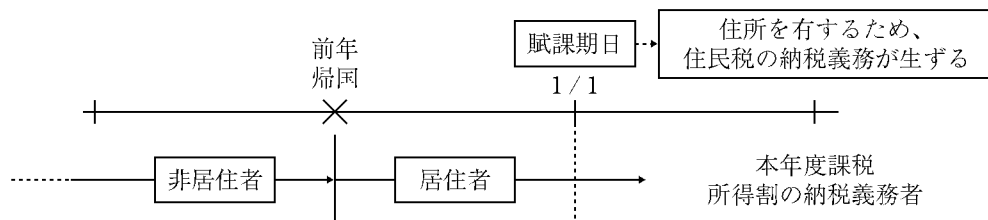
① 前年を通じて非居住者であった場合



② 前年の途中で居住者から非居住者となった場合

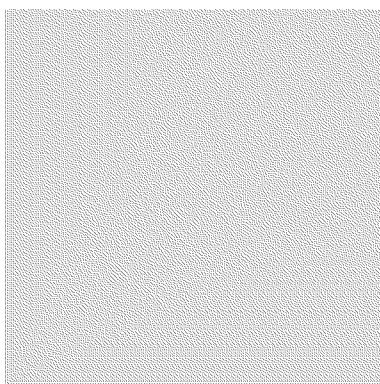


③ 前年の途中で非居住者から居住者となった場合



第3章

個人の均等割額



個人の均等割額

① 均等割の意義（法23①一、292①一）

5

均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

② 均等割の額（標準税率）

(1) 道府県民税（法38）

10

1,000円

(2) 市町村民税（法310）

3,000円

15

20

25

30

35

参 考 均等割の性質

個人住民税は、地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担するという、いわゆる負担分任の考え方を基調とする。

このうち均等割は、住民と地方団体の行政上の諸施策との応益関係に着目し、そのために要する経費の一部を等しく分担するという、いわゆる負担分任の性格を最も端的に表している。

参 考 標準税率

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率をいう。

参 考 森林環境税

令和5年度までは「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により道府県民税及び市町村民税の均等割の額にそれぞれ500円ずつ加算されていたが、令和6年度以後はこれに代えて、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、同年度以後の個人の住民税に併せて、森林環境税という国税1,000円が賦課徴収されることとなった。

具体例

次の資料に基づき、それぞれの団体毎に課される均等割の額を答えなさい。

- (1) 甲はA県B市に住所を有している。
- (2) 甲はA県B市に住所及び事務所を有している。
- (3) 甲はA県B市に住所を、A県C市に事務所を有している。

解 答

- (1) A県…1,000円、B市…3,000円
- (2) A県…1,000円、B市…3,000円
- (3) A県…1,000円+1,000円=2,000円、B市…3,000円、C市…3,000円

MEMO

第4章

所得割額

1 所得割の計算体系 (法313)

① 所得税の計算体系

区 分	要 点
I 各種所得の金額の計算	課税対象所得を10種類の所得に区分し、各々の所得に応じた方法により所得金額を計算する。
II 課税標準の計算	Iで計算した各種所得の金額を一定の基準によって集計する。
III 所得控除額の計算	所得金額の計算上考慮されない各人の個人的事情を考慮するため、所得控除額を計算する。
IV 課税所得金額の計算	課税標準から所得控除額等を控除し、税率を乗ずる基となる金額を計算する。
V 納付税額の計算	課税所得金額に税率を乗じ、税額控除額を控除して納付税額を計算する。

② 所得割の計算体系

II 課税標準の計算までは「特別の定め」があるものを除き、所得税法等の計算の例によって算定し、III 所得控除額の計算以後は、住民税独自の規定に基づいて計算する。

また、「道府県民税」と「市町村民税」は別税目であるため、本来 I 各種所得の金額から V 納付税額まで別々に計算すべきものである。しかし、実際には I 各種所得の金額から IV 課税所得金額までは「道府県民税」と「市町村民税」の両税目の法律規定内容が同一であることから、本試験では I 各種所得の金額から IV 課税所得金額までを一括して計算し、V 納付税額のみ「道府県民税」と「市町村民税」に区分して計算することとなる。

参 考 所得税（所得割）の概要

所得税とは、個人が1暦年間（1月1日から12月31日まで）に獲得した所得（もうけ）に対して課される国税であり、個人が行う様々な経済的活動に応じ、平等に税を負担してもらうために、こと細かく計算を積み重ねて最終値へ至るようになっている。住民税所得割も同様の計算体系となっている。

図 解 所得税の計算体系

I 各種所得の金額の計算からV納付税額の計算までを図示すると、以下のとおりとなる。

I 各種所得の金額	II 課税標準	III 所得控除	IV 課税所得金額	V 納付税額
利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 一時所得 雑所得 総合短期 総合長期 分離短期 分離長期	総合 1/2 総所得金額	所得控除	課税総所得金額 課税短期譲渡所得金額 課税長期譲渡所得金額 課税山林所得金額 課税退職所得金額	×税率 ×税率 ×税率 ×税率 ×税率

図 解 所得割の計算体系

I 各種所得の金額の計算	→	道府県民税と市町村民税を一括して計算
II 課税標準の計算	→	
III 所得控除額の計算	→	
IV 課税所得金額の計算	→	
V 納付税額の計算	→	道府県民税と市町村民税に区分して計算

2

各種所得の意義及び金額の計算

① 利子所得

(1) 意義

利子所得とは、利子等に係る所得をいう。

(2) 例示

普通預金や定期預金の利子、国債や地方債の利子、公社債投資信託の収益の分配等

(3) 所得の金額

所得の金額 = 収入金額

(4) 表示方法

I 各種所得の金額

利子所得

0 普通預金、定期預金の利子は利子割課税され課税関係
完結

(利子割) $10,000 \times 5\% + 12,000 \times 5\% = 1,100$

留意点 利子等の課税関係

利子等に係る所得については、支払の際に利子割が特別徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結する（第7章参照）。

具体例

利子所得の金額を計算しなさい。

(1) 定期預金の利子

10,000円

解 答

I 各種所得の金額

利 子 所 得	0	定期預金の利子は利子割課税され課税関係完結 (利子割) $10,000 \times 5\% = 500$
---------	---	--

参 考 国債、地方債の利子

国債や地方債の利子については利子所得に該当するが、支払の際に利子割ではなく配当割が特別徴収される（第7章参照）。

② 配当所得

(1) 意 義

配当所得とは、配当等に係る所得をいう。

(2) 例 示

法人から受ける剰余金の配当（配当金）、利益の配当、剰余金の分配、株式投資信託（公募証券投資信託）の分配金等

(3) 所得の金額

$$\text{所得の金額} = \text{収入金額} - \text{負債利子}$$

(4) 表示方法

I 各種所得の金額

配 当 所 得	11,000	(1) 収入金額	$9,000 + 6,000 = 15,000$
		(2) 負債利子	4,000
		(3) (1) - (2)	$= 11,000$

具体例 **平成19年本試験問題等改題**

次のそれぞれの資料に基づき、設例別に配当所得の金額を計算しなさい。

<設例 1>

(1) 配当所得の金額

- ① Y株式会社（内国法人・非上場）からの株式の配当金（所得税において確定申告済み）40,000円

<設例 2>

(1) 株式等に係る配当所得の収入金額

（単位：円）

区 分	決 算	決算月	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
B株式会社（非上場）	年 1 回	3 月	R 8 . 6 . 27	200,000
C株式会社（非上場）	年 2 回	1 月	R 8 . 4 . 22	75,000
		7 月	R 8 . 10 . 23	60,000
D株式会社（非上場）	年 1 回	3 月	R 8 . 6 . 19	120,000

解 答

<設例 1>

I 各種所得の金額

配 当 所 得 40,000

<設例 2>

I 各種所得の金額

配 当 所 得 455,000 $200,000 + 75,000 + 60,000 + 120,000 = 455,000$

③ 不動産所得

(1) 意義

不動産所得とは、不動産の貸付けによる所得をいう。

(2) 例示

アパートやマンションの権利金や礼金、家賃収入、駐車場の貸付収入等

(3) 所得の金額

$$\text{所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(4) 表示方法

I 各種所得の金額

不動産所得	1,410,000	(1) 総収入金額	2,000,000
		(2) 必要経費	240,000 + 350,000 = 590,000
		(3) (1) - (2)	= 1,410,000

④ 事業所得

(1) 意義

事業所得とは、事業から生ずる所得をいう。

(2) 例示

物品販売業等の売上収入（たな卸資産の売却収入）、税理士等の役務報酬等

(3) 所得の金額

$$\text{所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(4) 表示方法

I 各種所得の金額

事業所得	1,660,000	(1) 総収入金額	2,500,000
		(2) 必要経費	360,000 + 480,000 = 840,000
		(3) (1) - (2)	= 1,660,000

具体例 **平成23年本試験問題改題**

次の資料に基づき、各種所得の金額を計算しなさい。

(1) 不動産所得に係る収入金額等の明細

① アパートの賃貸料等に係る収入金額	3,846,000円	5
② アパートの建物及び敷地の取得のための借入金の負債の利子	420,000円	
③ ①に係るその他の必要経費	989,000円	

(2) 事業所得に係る収入金額等の明細

① 事業収入	3,654,500円	10
② 必要経費	950,200円	

(3) 配当所得の金額	50,000円	
-------------	---------	--

解 答

I 各種所得の金額

不 動 産 所 得	2,437,000	(1) 総収入金額 3,846,000	15
		(2) 必要経費 $420,000 + 989,000 = 1,409,000$	
		(3) $(1) - (2) = 2,437,000$	
事 業 所 得	2,704,300	(1) 総収入金額 3,654,500	20
		(2) 必要経費 950,200	
		(3) $(1) - (2) = 2,704,300$	
配 当 所 得	50,000		

解 説

住民税の本試験では、本問の不動産所得及び事業所得のように各種所得の内訳を資料として与えるケースもあれば、配当所得のように所得の金額を直接与えるケースもある。